

人 研 一 1 4 2 3

平成30年12月27日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則10—12（職員の留学費用の償還）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則10—12（職員の留学費用の償還）の運用について（平成18年6月14日人研調—927）」の一部を下記のとおり改正したので、平成30年12月27日（第2条関係第1項第1号の改正については、平成29年12月8日）以降は、これによってください。

記

第2条関係第1項第1号を次のように改める。

- 一 会計検査院アジア経済研究所開発スクール等派遣研修（旧会計検査院アジア経済研究所開発スクール派遣研修を含む。）

第2条関係第1項中第17号を削り、第18号を第17号とし、第19号を第18号とし、同号の次に次の1号を加える。

十九 農林水産省国内大学院（事業構想修士）派遣制度

以 上